

令和3年守山市議会3月定例会会議提出議案

1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	－ 件
認定案件	－ 件	諮問案件	1 件
予算案件	16 件	推薦案件	－ 件
条例案件	12 件	提出案件計	29 件
人事案件	－ 件	(報告案件)	－ 件

提出日 令和3年2月25日

2 議案概要

【議第4号】 令和3年度守山市一般会計予算

歳入歳出予算額 28,800,000千円

【議第5号】 令和3年度守山市国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算額 6,823,000千円

【議第6号】 令和3年度守山市水道事業会計予算

収益的收入および支出額 1,610,000千円

資本的收入額 453,920千円

資本的支出額 1,028,112千円

【議第7号】 令和3年度守山市土地取得特別会計予算

歳入歳出予算額 213,500千円

【議第8号】 令和3年度守山市下水道事業会計予算

収益的收入額 2,220,732千円

収益の支出額 2,178,201千円

資本的收入額 1,067,693千円

資本的支出額 1,822,166千円

【議第9号】 令和3年度守山市病院事業会計予算

収益的收入額 490,888千円

収益の支出額 205,002千円

資本的收入額 170,099千円

資本的支出額 429,547千円

【議第10号】 令和3年度守山市育英奨学事業特別会計予算

歳入歳出予算額 12,800千円

【議第11号】 令和3年度守山市介護保険特別会計予算

歳入歳出予算額

＜保険事業勘定＞ 5,338,000千円

＜サービス事業勘定＞ 30,200千円

【議第12号】 令和3年度守山市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算額 935,000千円

【議第13号】 令和3年度守山市農業集落排水事業特別会計予算

歳入歳出予算額 178,000千円

【議第14号】 令和2年度守山市一般会計補正予算（第12号）

歳入歳出補正額 437,124千円（補正後の額 47,128,384千円）

【議第15号】 令和2年度守山市土地取得特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 118,270千円（補正後の額 213,070千円）

【議第16号】 令和2年度守山市下水道事業会計補正予算（第2号）

収益的収入額 48,000千円（補正後の額 2,275,586千円）

収益的支出額 17,000千円（補正後の額 2,204,739千円）

資本的収入額 13,800千円（補正後の額 934,550千円）

資本的支出額 14,832千円（補正後の額 1,704,404千円）

【議第17号】 令和2年度守山市病院事業会計補正予算（第2号）

企業債の補正

【議第18号】 令和2年度守山市介護保険特別会計補正予算（第4号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 52,889千円（補正後の額 5,455,920千円）

【議第19号】 令和2年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額 2,276千円（補正後の額 917,251千円）

【議第20号】 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

(改正概要) 「新型コロナウイルス感染症」の対策をより一層推進するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、「新型コロナウイルス感染症」の定義が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されたことから、必要な改正を行おうとするもの

次に掲げる3条例中の「新型コロナウイルス感染症」の定義を「新型コロナウイルス（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）」に改める。

- (1) 守山市国民健康保険税条例
- (2) 守山市介護保険条例
- (3) 守山市国民健康保険条例

(施行期日) 公布の日

【議第21号】 守山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 県より示された国民健康保険の安定運営の目安となる医療給付費分の「標準保険税率」が本市の現行税率よりも低く算定されたことを踏まえ、被保険者の負担軽減を図ることから、国民健康保険税率を改定し、また個人所得課税の見直し（基礎控除への振替）に伴い、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 国民健康保険税の税率を次のように改める。

		参考 標準保険税率 (令和3年度)	現 行	改正後
医療給付費分	所得割	5.64 %	6.2%	5.2 %
	均等割	24,299 円／人	25,500円／人	22,500 円／人
	平等割	17,901 円／世帯	18,700円／世帯	16,700 円／世帯
後期高齢者 支援金分	所得割	2.41 %	2.2%	改正なし
	均等割	10,163 円／人	9,100円／人	
	平等割	7,487 円／世帯	7,000円／世帯	
介護納付金分	所得割	2.11 %	1.9%	改正なし
	均等割	11,292 円／人	9,900円／人	
	平等割	5,815 円／世帯	4,700円／世帯	

(2) 均等割・平等割の軽減額（7割・5割・2割）を次のように改める。

	区分		現 行	改正後
医療給付費分	7割軽減	均等割	17,850円	15,750円
		平等割	13,090円	11,690円
	5割軽減	均等割	12,750円	11,250円
		平等割	9,350円	8,350円
	2割軽減	均等割	5,100円	4,500円
		平等割	3,740円	3,340円

※後期高齢者支援金分および介護納付金分については改正なし

(3) 令和3年度からの個人所得課税の見直し（基礎控除への振替）に伴い、軽減判定所得基準を次のように改める。

	現行	改正後
7割軽減基準額	世帯所得が <u>33万円</u> を超えない世帯	世帯所得が <u>43万円</u> $+10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ を超えない世帯
5割軽減基準額	世帯所得が <u>33万円</u> $+28.5万円 \times \text{被保険者数}$ を超えない世帯	世帯所得が <u>43万円</u> $+28.5万円 \times \text{被保険者数}$ $+10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ を超えない世帯
2割軽減基準額	世帯所得が <u>33万円</u> $+52万円 \times \text{被保険者数}$ を超えない世帯	世帯所得が <u>43万円</u> $+52万円 \times \text{被保険者数}$ $+10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ を超えない世帯

（施行期日等）

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【議第22号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「省エネ法」という。）の一部改正を踏まえ、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）の手数料を見直すとともに、「地域総合センタースポーツ広場」の利用時間を変更するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 増築等による適合性判定に対応するため「300㎡以上」の手数料を従前から設定していたが、省エネ法の改正により、適合義務の対象となる非住宅建築物の床面積の下限値が「300㎡以上」に引き下げられたことから、新築で「300㎡以上1,000㎡未満」の小規模建築による申請件数の増加が見込まれるため、床面積の区分を細分化し、新たな区分の手数料を次のように定める。なお、「標準入力法」、「主要室入力法」、「BEST」および「モデル建物法」は適合性判定等にかかる計算方法の種類であって、「BEST (Building Energy Simulation Tool)」が新たな計算方法の手法として追加された。

ア 省エネ法に基づく事務手数料

(7) 適合性判定

a 工場等以外の用途の建築物で標準入力法、主要室入力法、BESTの評価によるもの

区分	手数料		区分	手数料
床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	362,000円	⇒	床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	290,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	362,000円

b 工場等以外の用途の建築物でモデル建物法によるもの

区分	手数料		区分	手数料
床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	145,000円	⇒	床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	114,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,000円

c 工場等の用途の建築物で標準入力法、主要室入力法、BESTの評価によるもの

区分	手数料		区分	手数料
床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	45,000円	⇒	床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	33,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	45,000円

d 工場等の用途の建築物でモデル建物法によるものおよび計算不要な工場等

区分	手数料		区分	手数料
床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	40,000円	⇒	床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	28,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	40,000円

(イ) 性能向上計画認定および基準適合認定

a 非住宅用途の建築物で標準入力法、主要室入力法、BESTの評価によるもの

区分	手数料		区分	手数料
床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	362,000円	⇒	床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	290,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	362,000円

b 非住宅用途の建築物でモデル建物法によるものおよび計算不要な工場等

区分	手数料		区分	手数料
床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	145,000円	⇒	床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	114,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,000円

「性能向上計画認定」および「基準適合認定」を受けると、建築物の容積率緩和等の優遇措置を受けることができる。(省エネ対策に向けた誘導的制度)

イ 建築物に関する完了検査申請手数料

区分	手数料		区分	手数料
床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	26,000円	⇒	床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	16,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	26,000円

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

(ア) 非住宅用途の建築物で標準入力法、主要室入力法、BESTの評価によるもの

区分	手数料		区分	手数料
床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	364,000円	⇒	床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	292,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	364,000円

(イ) 非住宅用途の建築物でモデル建物法によるものおよび計算不要な工場等

区分	手数料		区分	手数料
床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	147,000円	⇒	床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	116,000円
			床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	147,000円

都市の低炭素化のための措置が講じられた建築物を認定する制度。当該認定を受けると、建築物の容積率緩和等の優遇措置を受けることができる。(省エネ対策に向け

た誘導的制度)

- (2) 「地域総合センタースポーツ広場」の利用時間を「午前6時から午後7時まで」から「午前7時から午後9時まで」に改める。

(施行期日) 令和3年4月1日。ただし、(2)の規定については、令和3年6月1日から施行する。

【議第23号】 守山市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 令和元年10月に実施された「幼児教育・保育の無償化」の影響により、急増している3歳児以上の保育需要に迅速に対応するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、令和3年4月から「守山幼稚園」を幼稚園型認定こども園へ移行することに伴い、必要な改正を行おうとするもの
名称を「守山幼稚園」から「認定こども園守山幼稚園」に改める。

(施行期日) 令和3年4月1日

【議第24号】 守山市育英奨学条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に限る措置として、経済的に困窮している大学生等に対して「緊急学資資金(上限50万円・無利子)」を貸与する制度を創設したが、その措置期間を延長するため、必要な改正を行おうとするもの
「緊急学資資金」の失効に関する規定を削除する。

(施行期日) 公布の日

【議第25号】 守山市介護保険条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第8期介護保険事業計画」の策定に伴う保険料率の年度を変更するとともに、令和3年度からの個人所得課税の見直しに伴い、介護保険料等の算定に影響がでないように必要な改正を行おうとするもの

- (1) 保険料率の年度を「令和2年度」から「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。※保険料額および保険料率は据え置く。
- (2) 所得税等について、給与所得控除および公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられたことから、介護保険料等の算定にかかり、給与所得および公的年金等の雑所得がある被保険者の合計所得金額(所得金額調整控除の適用後)から10万円を控除するように改める。

(施行期日) 令和3年4月1日

【議第26号】 守山市立環境衛生施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 現在、整備を進めている「環境学習都市宣言記念公園(以下「記念公園」という。)」敷地内の町名の変更に伴い、「守山市環境センター」および「守山市廃棄物埋立地」の位置について、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 町名変更に伴い、次のとおり改める。

名称	位置
(現) 守山市環境センター	守山市環境学習都市宣言記念公園 1 番地 1
守山市廃棄物埋立地	守山市環境学習都市宣言記念公園 1 番地 3

- (2) 新環境センターの稼働に伴い、次のとおり改める。

名称	位置
(新) 守山市環境センター	守山市環境学習都市宣言記念公園 1 番地 2
守山市廃棄物埋立地	守山市環境学習都市宣言記念公園 1 番地 3

(記念公園(交流拠点施設を含む。))の一部が守山市環境学習都市宣言記念公園 1 番地 1 となる。)

(施行期日) 令和 3 年 4 月 1 日。ただし、(2)の規定については、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

【議第27号】 守山市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 農業集落排水処理施設の一部を公共下水道に接続するため該当する施設を廃止することに伴い、必要な改正を行おうとするもの
幸津川地区農業集落排水処理施設の廃止により、本条例の規定から削除する。

(施行期日) 令和 3 年 4 月 1 日

【議第28号】 守山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例案

(改正概要) 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が令和 3 年 3 月 31 日をもって失効することに伴い、各種料金の額について「税抜き表示」から「税込み表示」とするため、関係条例の必要な改正を行おうとするもの

- (1) 守山市水道事業給水条例の一部改正

水道料金および加入金を税込み表示に改める。

- (2) 守山市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正

守山市農業集落排水処理施設の使用料を税込み表示に改める。

- (3) 守山市公共下水道使用料条例の一部改正

下水道の使用料を税込み表示に改める。

(施行期日) 令和 3 年 4 月 1 日

【議第29号】 守山市企業立地促進条例等の一部を改正する条例案

(改正概要) 本市の経済の活性化と安定した財政基盤の確立等を目的に奨励金制度を定めているが、昨今の社会情勢を鑑み、今後においても当該制度を安定して継続していくため、制度を見直し、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 立地促進奨励金を算出する基準の 1 つである「固定資産税 8 年相当額」を「固定資

産税5年相当額」とする。

(2) 立地奨励金の交付回数を「4回」から「5回」とする。

(3) 現に立地促進奨励金の交付を受けている企業等は、当該奨励金の交付が終了するまで新たな奨励金の交付を受けることができない。

(4) 本社機能施設の整備を奨励金対象に追加する。なお、「本社機能施設」の定義を定め、規模等の要件を次のように定める。

ア 本社機能施設の定義

企業的意思決定および統括する機能を担い、かつ、登記の本店が市内である施設

イ 規模等の要件

(7) 資本金の額または出資の総額が10億円以上

(i) 常用雇用者の数が500人以上

(5) ホテル等の奨励措置については一部見直し、継続する。

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和3年10月1日

(2) 経過措置

この条例の施行日前に奨励措置の適用を受けた者は、なお従前の例による。

【議第30号】 守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため横江工業団地地区計画を策定し、地区整備計画を定めることに伴い、当該地区整備計画で定めている建築物に関する制限について、その実効性を担保するため、必要な改正を行おうとするもの
横江工業団地地区整備計画区域の建築物に関する規定を追加する。

(1) 地区整備計画の名称等

横江工業団地地区整備計画

A地区：市道大門横江線の西側 約7ヘクタール

B地区：市道大門横江線の東側 約5ヘクタール

(2) 用途の制限（建築できないもの）

工業専用地域の制限に加えて廃棄物の処理業のために供する建築物を制限する。

(3) 建築物の敷地面積の最低限度

ア A地区 3ヘクタール

イ B地区 1ヘクタール

(4) 壁面の位置の制限

ア 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から1号壁面線の地区計画区域の境界線（弥生の里との境界線）までの距離については、30メートル以上とする。

イ 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から2号壁面線の道路境界線または地区計画区域の境界線（アおよび既存市街化区域側以外の境界線）までの距離について

は、10メートル以上とする。

(5) 高さの最高限度

ア A地区 25メートル

イ B地区 15メートル（建築物の敷地面積3ヘクタール以上の場合は、1号壁面線からの水平距離が80メートルを超える区域については、20メートル）

（施行期日） 令和3年3月30日

【議第31号】 守山市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 公共公益施設が集積している「市民運動公園周辺地区」を市街化区域に編入することに伴い、建築物の用途に関する制限を定めることにより、市民の文化スポーツおよび市民交流の活性化を図るため、必要な改正を行おうとするもの

「第1種公共公益施設特別用途地区（立命館守山中学高等学校、市立守山中学校、北消防署エリア）」および「第2種公共公益施設特別用途地区（市民ホール、市民運動公園、市民球場エリア）」を定め、それぞれの地区に建築してはならない建築物に関する規定を追加する。

種類	建築してはならない建築物
第1種公共公益施設特別用途地区 （指定用途地域は第1種住居地域）	(1) 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）、共同住宅、寄宿舍（学校に附属するものを除く。）、下宿 (2) 店舗その他これらに類する用途（都市公園内における公園施設（都市公園法第2条第2項に規定するもの）、公共公益施設に付随する施設を除く。） (3) ホテルまたは旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設で規則に定めるもの（都市公園内における公園施設（都市公園法第2条第2項に規定するもの）を除く。） (5) 畜舎 (6) 工場
第2種公共公益施設特別用途地区 （指定用途地域は近隣商業地域）	(1) 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）、共同住宅、寄宿舍（学校に附属するものを除く。）または下宿 (2) 店舗その他これらに類する用途（都市公園内における公園施設（都市公園法第2条第2項に規定するもの）、公共公益施設に付随する施設を除く。） (3) ホテルまたは旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設で規則に定めるもの（都市公園内における公園

	施設（都市公園法第2条第2項に規定するもの）を除く。） (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの (7) 映画館またはナイトクラブその他これに類する規則に定めるもの (8) 倉庫業を営む倉庫 (9) 畜舎 (10) 工場 (11) 劇場、演芸場または観覧場（屋外観覧場を含む。）の用途に供するもので、客席部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの (12) 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供する建築物（通路、バックヤード等の部分を含み、駐車場部分を除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
--	--

（施行期日） 令和3年3月30日

【諮問第1号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの